



国家戦略特区ヒアリング資料 【ヘルスケア産業特区】

平成28年8月26日
八王子市

提案の背景

医療法人は、非営利性を前提とした中で、医療法では、本来業務に支障のない範囲において、一部の業務について「附帯業務」として行うことができることとされている。

しかし、附帯業務は限定的なものであることから、医療機関が医療効果を高めるために独自に行うサービスについて、対価を得ることができず、サービスの継続性を担保出来ていない状況である。

本市のポテンシャル

- ◆ 先端技術産業・大手企業研究所の立地
- ◆ 21大学が立地（学生・教員は11万人）
- ◆ 都内No.1の農業（都内の1割を担う）
- ◆ 交通の要衝（鉄道網、高速道路網）

本市のヘルスケア産業の状況

- ◆ 市内の医療・福祉産業の従業員数は17%と極めて雇用吸収力が高い産業である。
- ◆ 特化係数は、付加価値額1.51、従業員1.38であり、全国と比較して優位性を有する。

提案の目的

医療機関において、患者及びその家族、並びに地域住民に対して医療と密接に関わりのある事業（農業等）に限り、附帯業務として実施できるようにし、トータルライフサポートの提供を通じて「**医療**」の成長産業化を図る。

その先にあるものとして、本市において「医療」を核とし、地域産業との連携による、医療関連産業の一大クラスターを形成する。

提案の内容

下記の業務について、医療法人における附帯業務（医療法第42条）の範囲に含めること、及び③に付随して個人情報（診療情報）の共有について提案する。

- ① 生活支援サービス（患者の疾病後の生活支援として、医療の専門性を活かしたサービスを提供）
- ② 農場経営（脳卒中、うつ病患者のリハビリテーションとして、また中間的就労施設として機能）
- ③ 民間企業との共同研究・開発（病院内のセキュリティ対策につながる顔認証技術等、医療機関及び地域ヘルスケアサービスの高度化に資する共同研究・開発を促進）
- ④ 医療機関内施設の地域開放（医療機関が所有するアメニティ施設(リハビリ室、温浴施設等)を地域に開放し、地域の健康増進事業、地域コミュニティの拠点として機能）

ヘルスケア産業特区概念図

